

第131号

発行所 富士見市商工会
富士見市羽沢3-23-15
電話 049(251)7801
発行者 関野 兼太郎
URL <http://www.syokoukai.or.jp/syokokai/fujimi/index.html>
e-mail hujimi@syokoukai.jp

富士見市 商工会報

商工業者の繁栄は商工会の利用から

—主な掲載記事—

- 第63回通常総代会を開催
- 令和5年度事業計画の概要
- マル経融資制度のご案内
- 経営革新計画承認制度のご案内
- 労働保険加入手続きのご案内
- インボイス制度の改正について
- 商工会費口座振替のお知らせ

◆ 地域経済に活力を ◆

第63回通常総代会を開催



総代会で挨拶する関野会長

去る5月17日（水）、キラリ☆ふじみマルチホールに於きまして第63回通常総代会が、星野市長をはじめ多くのご来賓にご出席いただき盛大に開催されました。本総代会には、総代定数114名の内、87名（本人出席48名、有効委任状39名）の出席があり、理事の吉川行雄議長のもと、下記の6議案が上程され、全議案が原案のとおり可決承認されました。

関野会長は冒頭の挨拶で、昨今の社会情勢と経済動向、全国商工会連合会との人事交流について触れ、「新型コロナウイルス感染症の影響が残る中で、緩

やかな経済の復調が続いていますが、世界の情勢不安に伴い国際的な原材料・エネルギー価格高騰の影響により、地域を担う中小企業者におかれましては、依然として厳しい経営環境に置かれています。

この様な状況の中、商工会は、地域の最も身近な相談窓口として、地域経済の回復を図るため国・県・市並びに諸関係機関と連携、経営支援事業、地域振興事業等の積極的な展開をしてまいります。」と話し、来賓、総代諸氏に対して日頃の協力に謝意を表し、今後も一層の支援をお願い申し上げる旨挨拶されました。

本年度は、役員の一部選任が行われ、新理事に青年部より柳田雄さんが選任されました。また、永年にわたり商工会の発展にご尽力された金内大輔さんが本総代会をもって退任され、関野会長より感謝状と記念品が贈られました。



退任された前青年部長の金内氏(左)

～上程された議案は次の通りです～

第1号議案 令和4年度事業報告書並びに収支決算書承認の件
○監査報告

第2号議案 令和5年度事業計画書（案）並びに収支予算書（案）承認の件

第3号議案 借入金最高限度額（案）承認の件

第4号議案 特別会計承認の件
1. 商工会青年部特別会計
2. 商工会女性部特別会計

第5号議案 定款の一部改正（案）承認の件

第6号議案 欠員役員選任の件

〔新役員の紹介〕

新理事 柳田 雄氏 柳田商店

新理事の
柳田 雄氏

◆令和5年度事業計画の概要◆

【基本方針】

我が国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている。その一方で、ウクライナ問題を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰、欧米各国の金融引締めによる世界的な景気後退懸念など、取り巻く環境には厳しさが増しています。また、地域を担う中小企業・小規模事業者におかれましては、インボイス制度の導入、デジタル社会や脱炭素社会への転換、事業承継の加速など多くの課題があります。

このような状況の中、当会では、国・県・市並びに諸関係機関と緊密な連携を保ち、経営支援員を中心に各種補助金及び支援金等の相談、経営革新計画をはじめとする事業計画書作成支援等、市内商工業者の持続的振興発展に全力を尽くして参ります。

以下、事業計画の内容についてご説明します。

I 経営改善普及事業について（指定事業）

1) 経営支援対策

1. 経営に関する講演会の開催
2. 経営に関する個別診断の実施
3. その他経営に関する事業の実施

2) 金融対策

1. 経営改善資金融資審査会の運営に関する事業
2. 中小企業金融セーフティネット対策事業の推進
3. 商工貯蓄共済融資制度利用促進に関する事業
4. 金融情報誌発行（金融パンフレットの作成と配布）に関する事業
5. 日本政策金融公庫利用促進に関する事業
6. 県制度融資利用促進に関する事業
7. 市小口融資利用促進に関する事業
8. その他金融に関する事業の実施

3) 労務対策

1. 労働保険事務組合の運営に関する事業
2. 富士見市建設一人親方組合の運営に関する事業
3. 地域内事業所の事業主、従業員を対象とした一般健康診断の実施

4) 経営革新等支援対策

1. 広域連携による地域連携型事業の実施
2. 埼玉県中小企業経営力向上事業の実施
3. 経営革新等支援機関（認定支援機関）としての指導・助言
4. 創業に関する事業の実施

5) 経営発達支援事業の推進

- 6) 事業継続力強化支援計画（B C P）の推進
- 7) 小規模事業者持続化補助金、ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金の申請に関する相談・指導
- 8) 事業環境変化対応型支援事業の推進

II 一般事業

1) 総合振興対策

1. 第40回市民ゴルフ大会の開催
2. 市内事業所への訪問活動の実施
3. 市民スポーツ振興基金の運用及び事業の推進
4. 富士見ふるさと祭り開催への協力
5. 特産品（縄文海進・梅酒）の製造、販売に関する事業協力
6. 新年賀詞交歓会の開催
7. 成田山初詣の実施
8. 商業活性化事業の実施
9. 農商工連携事業の実施
10. まちバル☆ふじみの実施
11. 地域産業振興事業の実施（商連との共催）
12. 珠算検定試験の実施（年4回）及びそろばん大会への協力
13. 外郭団体の事務受託に関する事業
(公社)川越法人会富士見地区会・富士見市商店会連合会の事務受託
14. 商工会情報誌（会報）の発行に関する事業
15. G S 1 事業所コード申請及び更新に関する指導
16. D X 事業の推進
17. 法律相談所の運営に関する事業
18. 商工貯蓄共済事業・福祉共済制度の推進
19. 火災共済事業の推進
20. 生命傷害共済事業の推進
21. 小規模企業共済制度の周知徹底と加入の推進
22. 経営セーフティ共済制度の周知徹底と加入の推進
23. 自動車保険の集団取扱い事業の推進
24. 容器包装リサイクル法に関する事業の推進
25. 商工会のビジネス総合保険・業務災害保険の推進

<p>26. 商工会カードの普及に関する事業</p> <p>27. 富士見市社会福祉協議会が発行する（うさみん）商品券への事業協力</p> <p>28. 国民年金基金の加入推進</p> <p>2) 福利厚生対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員向け福利厚生事業の実施 2. 各種団体との事業協力に関する事業 <p>3) 雇用対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 求人活動に関する事業 2. 職業安定所との連携強化 3. 川越地区雇用対策協議会並びに雇用協議会への協力 <p>4) 部会事業について</p> <p>1. 商業部会</p> <ol style="list-style-type: none"> ①講演会の開催 ②県外視察研修会の開催 ③ボウリング大会の開催 ④商店会連合会との連携による共同事業の開催 ⑤商業活性化事業の推進 ⑥農商工連携事業の推進 ⑦まちバル☆ふじみの推進 ⑧地域産業振興事業への協力 ⑨国、埼玉県及び富士見市が実施する商店街活性化事業への協力 ⑩富士見市観光アプリ「ココシル☆ふじみ」への協力 ⑪その他商業活性化に関する事業 <p>2. 工業部会</p> <ol style="list-style-type: none"> ①県外視察研修会の開催 ②先進地視察研修会の開催 ③富士見ふるさと祭りへの協力 ④部会P R事業の推進 ⑤部会員企業訪問の実施 ⑥異業種交流会の開催 ⑦部会ホームページの運営 ⑧I T・D X事業の推進 ⑨講演会の開催 ⑩労働基準ニュースの発送 ⑪各種検定試験に関する資料の配付及び指導 ⑫顧問弁理士による特許、実用新案等の相談指導 <p>3. 建設業部会</p> <ol style="list-style-type: none"> ①県外視察研修会の開催 ②建設業関連視察研修会の開催 ③講演会の開催 ④ボウリング大会の開催 ⑤住宅関連相談会の開催 ⑥会員名簿の作成 ⑦建設業者の登録業務及び許認可申請に関する相談所の設置

<p>⑧労働基準ニュースの発送</p> <p>⑨各種資格試験に関する情報の提供及び指導</p> <p>4. 税務対策事業（青色申告部会）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①記帳指導・記帳ソフト「ブルーリターンA」の指導（通年） ②源泉税納付指導会・年末調整指導会の開催 ③決算指導会の開催 ④確定申告（所得税・消費税）指導会の開催 ⑤講習会・懇談会の開催 ⑥広報誌「ブルーリターン」の配布 ⑦記帳指導・青色相談コーナーへの協力 ⑧視察研修会の開催 ⑨富士見ふるさと祭りへの協力 ⑩親睦事業の開催 ⑪川越税務署、川越税務署管内青色申告会連合会の行う各種事業・会議への協力 ⑫その他税務行政への協力 ⑬女性向け親睦事業等の開催 <p>5. 青年部事業</p> <p>1. 総合事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①富士見ふるさと祭りへの協力 ②献血事業の実施 ③清掃事業の実施 ④県シラコバト長寿社会福祉基金への寄付 ⑤新部員の加入勧奨 ⑥社会福祉事業の実施 ⑦近隣3市1町青年部親睦事業への参加 ⑧花火事業の実施 ⑨青年部ホームページの運用 ⑩創部50周年記念事業の実施 <p>2. 研修事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①青年経営者としての知識の向上を図るため、講演会、講習会を開催する。 ②出席率の向上と内容の充実を図る。 ③県外視察研修会の開催 <p>3. ビジョン委員会</p> <ol style="list-style-type: none"> ①部員親睦会の開催 ②新年会の開催 ③家族親睦会の開催 <p>4. クラブ事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①各種スポーツ事業の運営及び開催 <p>5. 広報事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ①毎月月始に広報紙月刊「いみじふ」を発行し、青年部活動並びに部員の近況を掲載して、部員及び関係諸団体に配布し、青年部活動の理解を深める。毎月編集会議を開催し、新企画を取り入れながら紙面の充実を図る。 ②インターネット配信・共有化への取組み
--

<p>6. 県連及び第2ブロック事業 埼玉県青年部連合会、第2ブロック青年部連絡協議会が主催する会議及び研修会に出席し、他市町村の青年部との交流を深め当部会の活動を促進する。</p> <p>6. 女性部事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 研修会事業 <ul style="list-style-type: none"> ①講演会、研修会及び講習会の開催 ②寄せ植え講習会の開催 ③ディスプレイ講習会の開催 ④女性部・青年部合同講演会の開催 2. 親睦事業 <ul style="list-style-type: none"> ①県外視察研修会の開催 ②新年会の開催 ③観劇会の開催 3. 福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> ①清掃事業（クリーン埼玉県民運動）の実施 ②献血事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ③彩の国ロードサポート活動の実施 ④県シラコバト長寿社会福祉基金への寄付 ⑤社会福祉協議会等への協力活動の実施 <p>4. スポーツ振興事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①パークゴルフ大会の開催 <p>5. 県連及び第2ブロック事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①埼玉県女性部連合会、第2ブロック女性部が主催する会議及び研修会に出席し、他市町村の女性部との交流を深め当部会の活動を促進する。 <p>6. その他の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①富士見ふるさと祭りへの参加協力をする。 ②親会より委嘱を受けた委員会等に積極的に参加し協力をする。 ③親会及び青年部等との交流を深め、当部会の組織の充実に努める。
--	--

マル経融資制度のご案内

商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人でご利用できる制度です。

【ご利用いただける方】

※原則、以下すべての要件を満たしている方

- 常時使用する従業員が20人（商業またはサービス業（宿泊業および娯楽業を除く）に属する事業を主たる事業として営む方については5人）以下の法人・個人事業主の方
- 最近1年以上、商工会地区内で事業を行っている方
- 商工会の経営指導員による経営指導を6か月以上受けており、事業改善に取り組んでいる方
- 税金（所得税、法人税、事業税、都道府県民税等）を完納している方
- 株日本政策金融公庫の非対象業種等に属していない業種の事業を営んでいる方

【ご融資の条件】

- 貸付限度額 2,000万円

※ただし、1,500万円超の融資を受ける場合には、融資前に事業計画を作成し、融資後に融資残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けさせていただく必要があります。

- 返済期間 運転資金7年以内（据置期間 1年以内）
設備資金10年以内（据置期間 2年以内）

- 担保・保証人 不要（保証協会の保証も不要です）

※審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。

経営革新計画承認制度のご案内

経営革新計画承認制度とは、経営革新に関する計画（3～5年の期間を選択）を県に提出し、承認を受ける制度です。

承認を受けるためには①これから開始する新たな取り組みがあり、②その取り組みにより経営の相当程度の向上を図る計画になっていることが必要です。

承認を受けることで、有利な融資や補助金への道が開かれるなど、多くのメリットがあります。対象は創業後1年以上経過している中小企業、個人事業主の方。当会では毎年承認を受けるための支援を無料で実施しています。皆さんも経営革新に取り組んでみませんか。



対象	本社登記が県内の特定事業者で、1年以上の事業実績がある企業（個人※）の皆様 ※個人の場合は県内に住所を有する方が対象です。
特定事業者の範囲	製造業等：500人以下 卸売業：400人以下 小売業：300人以下 サービス業（下記以外）：300人以下 ソフトウェア業・情報処理サービス業・旅館業：(500人以下)
経営革新計画承認までの流れ	1. 相談 県の窓口やお近くの商工会議所・商工会の支援機関。 2. 計画作成 自社の現状・課題・外部環境などを分析して、新たな取り組みをまとめます。 3. 申請・承認 計画を完成させ、申請書を提出します。審査を経て、承認書が交付されます。

経営革新計画承認制度

埼玉県は、挑戦する企業を応援します！



労働保険の加入手続きは 労働保険事務組合におまかせください!!

☆労働保険事務組合とは

- ・事業主が行うべき労働保険の事務処理について、厚生労働大臣の認可を受けた事業主等の団体です。

☆事務組合に委託した場合のメリット

- ・労働保険に関する各種書類の作成や手続きの手間が省けます。
 - ・労働保険に加入することができない事業主や家族従業員も、労災保険に特別加入することができます。
 - ・概算保険料の多少に関係なく、年3回に分けて納付ができます。
 - ・労働保険料の納付には、コンピューターシステムによる自動振替が利用できます。
- ※ただし、事務組合に委託する場合は、委託手数料が必要となります。

インボイス制度に関する改正について

おさえていただきたい4つのポイントです。※令和5年4月現在

- Point!** 1 免税事業からインボイス発行事業者になられた方
納税額を売上税額の**2割**に軽減
- Point!** 2 一定規模以下の事業者の方
1万円未満の取引、インボイス保存**不要**
- Point!** 3 すべての事業者の方
1万円未満の値引き等、変還インボイス交付**免除**
- Point!** 4 これから登録される免税事業者の方
登録希望日に登録が可能

※詳しくは国税庁ホームページをご覧下さい。



《適格請求書発行事業者の登録件数及び登録通知時期の目安について》

1. インボイス登録件数

登録件数 (令和5年4月末現在)	2,966,159件	(参考) 登録申請書の提出件数約334万件
---------------------	------------	--------------------------

2. 登録通知時期の目安

提出時期	登録通知までの目安	
	e-Tax提出分	書面提出分
3月 1日～3月15日	4月中旬	5月下旬
3月16日～3月31日	5月中旬	6月下旬
4月 1日～4月15日	5月下旬	7月中旬
4月16日～4月30日	5月下旬	7月下旬
5月 1日～5月15日	6月上旬	8月上旬

インボイス発行事業者の登録を検討されている方、登録の要否については、ご自身の事業実態などを踏まえ、必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。

国税庁インボイス制度公表サイトより随時情報更新しております。

◇◇◇ 商工会費口座振替のお知らせ ◇◇◇

令和5年度上期分の日程は次の通りです。
振替日前までに、ご指定口座へのご準備をお願いします。

【振替日】 令和5年7月28日（金）

※口座振替でない方には請求書を送付します。

— 会員増強にご協力をおねがいします —

◎お知り合いの方でまだ商工会に加入していない事業所がありましたらご紹介ください。

職員がすぐにお伺いします。

青年部員、女性部員も募集中ですのでよろしくお願ひ致します！